

森林計画制度が変わります

現行は3つのタイプに機能区分されていましたが、今後（平成24年4月～）は5つのタイプの機能に区分され森林づくりが進められます

森林・林業再生プランを推進するため、平成23年4月に森林法が改正され、森林計画制度見直しのなかで市町村森林整備計画が森林のマスタープランと位置付けられ、真狩村においても新たなゾーニング（森林機能区分）の見直しを検討中です。

現行3機能区分

水土保全林

災害に強く良質な水資源の安定供給を確保する森林

森林と人との共生林

道民の生活環境を守る森林や、自然環境を維持する森林

資源の循環利用林

優良な木材を安定的に供給し、成長が旺盛な森林

新たな5機能区分

共通ゾーニング

山地災害防止林

人家等への被害の発生の恐れがあり、災害防止を図る森林

生活環境保全林

騒音や、風害等の気象害を防止する森林

木材等生産林

木材の生育に適し、効率的な施業を推進する森林

水源涵養林

ダム集水区域や主要河川上流域等で水源を守る森林

保健・文化機能等維持林

貴重な野生動植物が生息するなど、自然環境や優れた景観を構成している森林

水資源保全ゾーン

水道取水施設の上流域の内、特に水資源の保全上重要なエリア

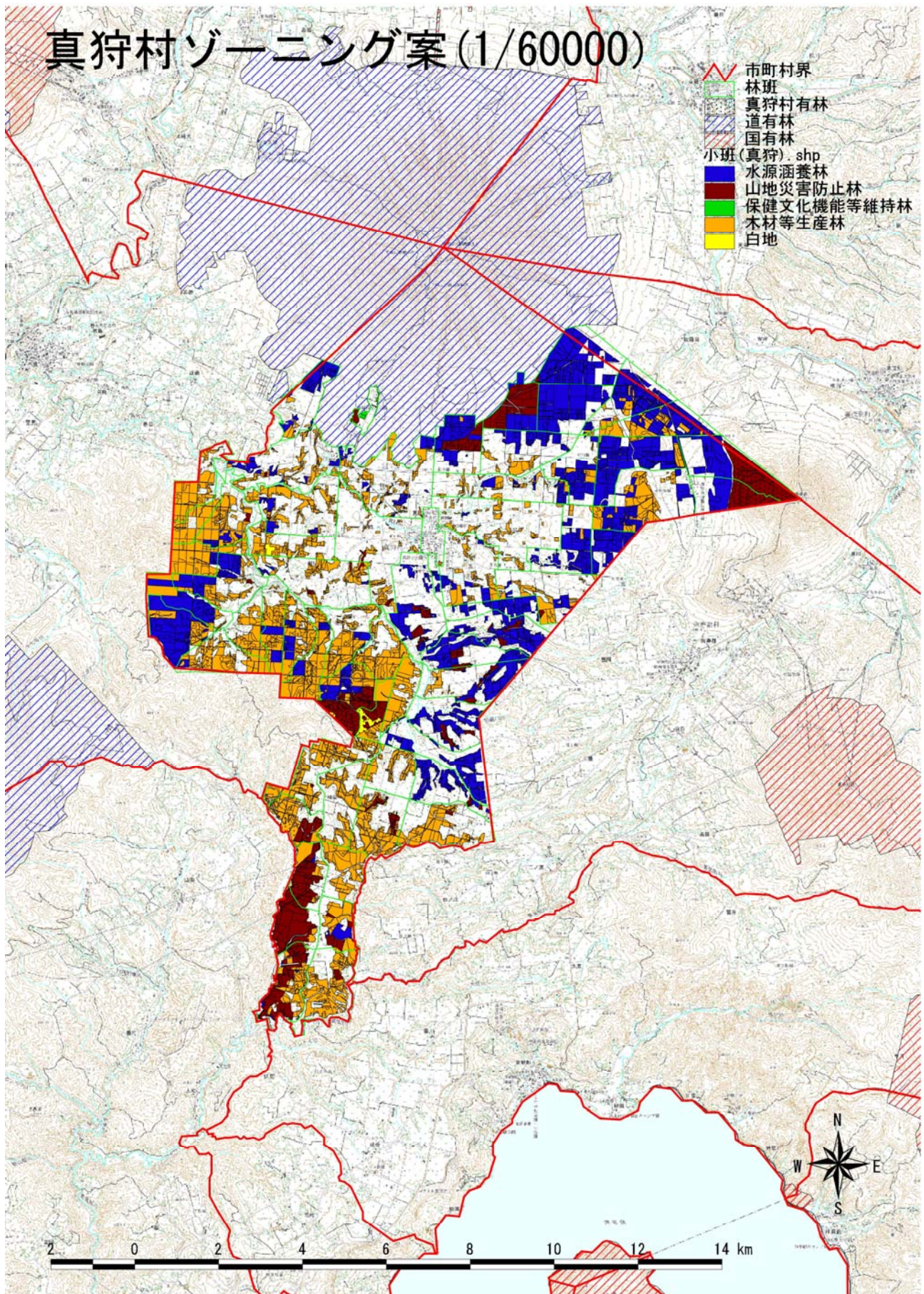
生物多様性ゾーン

特に生物多様性の保全が求められる水辺林や、保護地域における森林

※上乗せゾーニングとは、特に重要なエリア（条例等における水資源保全地域や生物多様性の保全が求められる水辺林や保護地域）のことです。

上乗せゾーニング（共通ゾーニングの一部の中で設定）

市町村森林整備計画のゾーニングのイメージ



施業を行うための制約

水源涵養林	山地災害 防止林	生活環境 保全林	保健・文化機 能等維持林	木材等生産林
伐期の延長 (標準伐期齢 +10年以上)	複層林施業(択伐等)、 長伐期施業			標準伐期齢 以上

○ゾーニングでは、無秩序な伐採を抑制し、伐ったら植えることを定着させるため、大面積伐採の抑制や、人工林における植栽ルールの強化を推進し、実効性を高めるため、ゾーニングの区分に応じた適切な施業を設定しました。

○ゾーニングにあっては、森林所有者をはじめ、地域住民等幅広い関係者の合意のもとに行われることとなりますので、ご不明な点などありましたらご連絡ください。

問い合わせ先：産業課農林係